

来庁前には事前の電話
連絡をお願いします

埼玉県旅行業変更登録申請書類一覧表(2)

(第1種から第2種、第3種又は地域限定への変更用)

提出部数：各1部〔控1部は保存〕

No.	書類名	法	個	備考
1	変更登録申請書(1)	○	○	1種から2種・3種・地域限定への変更登録申請手数料として、11,000円が必要となります。(支払方法については申請先に確認すること)
2	旅行業者登録簿(1)	○	○	変更登録申請書(1)と同じ内容を記載すること
3	変更登録申請書(2)	○	○	その他の営業所がある場合
4	旅行業者登録簿(2)	○	○	変更登録申請書(2)と同じ内容を記載すること
5	変更登録申請書(3)	○	○	旅行業者代理業者がある場合
6	旅行業者登録簿(3)	○	○	変更登録申請書(3)と同じ内容を記載すること
7	現在の登録事項等を証する書類	○	○	観光庁長官の登録通知書の写し又は登録簿の業者控えの「写」
8	旅行業務に係る事業の計画	○	○	
	航空券発券に関する契約	△	△	発券契約がある場合、契約書の「写」
	海外手配業者との契約	△	△	海外手配業者との契約がある場合、契約書の「写」
9	旅行業務に係る組織の概要	△	△	変更のあった場合のみ提出のこと
10	財産に関する調書		○	申請間近に作成した①「調書」、②「預金残高証明書」 土地・建物を所有する場合、①「固定資産評価証明書」又は ②「不動産鑑定評価書」のいずれか
	貸借対照表と損益計算書		○	①又は②を添付すること ① 直近の事業年度の「(法人税)確定申告書」の「写」 〔税務署へ提出した〔控〕全頁写し1冊〕 ② 公認会計士又は監査法人による財務監査証明書 ※ 法人設立の直後であり、決算期をまだ迎えていない場合は、 設立時の貸借対照表をもって替えることができる
	旅行業法第6条第1項第10号及び旅行業法施行規則第3条並びに第4条に規定する「財産的基礎」を有するか否か確認する書類			
11	旅行業務取扱管理者選任一覧表	△	△	変更があった場合、以下を添付すること ① 合格証又は認定証の「写」、② 履歴書、③ 宣誓書 ④ 旅行業務取扱管理者定期研修修了証の「写」 ※ 5年ごとに研修を受講させていることを証する書類 ※ 直近5年以内に試験に合格した者は、提出不要
12	旅行業約款	○	○	2部提出。1部は、登録通知書交付時に返却
13	営業保証金供託書又は弁済業務保証金分担金納付書	○	○	供託書「写」又は分担金納付書「写」

(一覧表説明)

△：該当がある場合に提出が必要なもの

※ なお、変更登録申請内容(登録業務範囲)により上記表と異なることがあるので、事前に提出書類や登録要件について問い合わせのこと